

文京区 新制度移行私立幼稚園等補助金のお知らせ

文京区では、新制度移行私立幼稚園及び認定こども園【幼稚園部分】（以下「幼稚園等」という。）の園児の保護者に対して、

- 「特定負担額に対する補助金」
- 「入園料補助金」
- 「預かり保育料部分」（子育てのための施設等利用給付認定が2・3号、又は「満3歳児クラスに在籍する児童に係る預かり保育料の補助申告書」を提出されている方のみ）

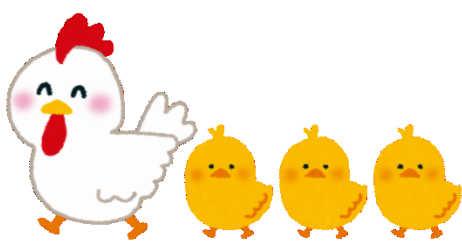
を交付します。

まず初めにこの案内の内容をよくお読みいただき、表紙及び本書6ページ上段に記載されている二次元コードよりご申請ください。年度に一回必ず申請が必要です。なお、本申請を行うと、上記記載のすべての補助金を申請したことになります。

在籍の実態及び利用実績等については、区から直接幼稚園等に確認いたします。在籍園で利用した預かり保育料の実績は、区から直接確認いたします。ただし、認可外保育施設等の各月の利用実績等については、各自直接区へご提出ください。

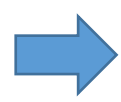
〈目次〉

- 1 交付対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 各種補助制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 特定負担額に対する補助金額（限度額）について・・・・・・・・・・ 4
- 4 給付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について・・・・・・・・ 5
- 5 申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 申請先及び提出期限について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9



【必ず申請が必要です】

補助金申請はコチラから
 （6ページにあるものと同一です）
 ※パンフレットを一読の上、ご申請ください



<https://logoform.jp/form/6KSu/1547301>

文京区子ども未来部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当
 〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12階 TEL:03-5803-1823 (直通)
★このパンフレットは、令和9年5月末まで大切に保管して、ご活用ください★
 ※なお、当パンフレットの内容は5月現在の内容です。その後、変更が生じる場合もございます。

1 交付対象者について【はじめにご確認ください。】

無償化の対象となるためには、幼稚園の在籍開始日より前に「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定」(以下、「現認定」という。)を受ける必要があります。

また、保護者全員に就労等「保育の必要性(詳細は以下「1-2 預かり保育料に対する補助金」参照)」を有しており、預かり保育の補助を希望される場合は、「子育てのための施設等利用給付認定(以下「新認定」という。)」の2号または3号認定を受けている、または「満3歳児クラスに在籍する児童に係る預かり保育料の補助申告書」を申請する必要があります。なお、新認定の認定日は遡ることができず、認定がない期間は預かり保育料補助金の対象外となりますのでご注意ください。

※幼児教育・保育無償化に係る認定手続きについては、以下二次元コードまたは URL から確認ができます。

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>」



1-1 共通事項

⇒園児及び保護者(申請者)が、以下のすべてにあてはまる場合に交付対象となります。

- (1) 満3歳児クラスから5歳児クラスに在園していること(幼稚園が独自に実施している、プレ幼稚園は対象外です。)
- (2) 園児及び保護者(申請者)が文京区に住民登録があり、原則として現にそこに居住し、そこから通園していること
- (3) 園児及び保護者(申請者)が同一世帯であり、かつ生計を一つにしていること

※ 保護者の一方が単身赴任等で、園児と別世帯の場合は、現に園児と一緒に暮らしている方が申請者となります。

- (4) 保護者が幼稚園に入園料・特定負担額・預かり保育料(預かり保育の補助を希望する場合に限る)を納入していること
- (5) 認可保育所、認定こども園、企業主導型保育事業に在園しながら、幼稚園を利用していないこと
- (6) 文京区から、現認定を受けていること

1-2 預かり保育料に対する給付金

⇒園児及び保護者(申請者)が、以下のすべてにあてはまる場合に交付対象となります。

- (1) 「1-1 共通事項」の(1)から(6)までに該当すること
- (2) 文京区から、新認定の2号又は3号認定を受けていること又は「満3歳児クラスに在籍する児童に係る預かり保育料の補助申告書」を提出していること

※ 保護者全員が以下の要件のいずれかに該当している必要があります。

「保育の必要性」の事由	
就労(予定含む)(給与所得者・自営業者)	月48時間以上の就労をしている
就学	学校教育法に規定された学校等に在学している
求職活動	求職活動を継続的に行っている(原則 3 ヶ月。年度に一回のみ更新可※最長 6 ヶ月)
疾病	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有している
障害	
妊娠・出産	妊娠中又は出産直後(出産日から起算して 57 日目が経過する月の末日まで)である
看護・介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している
育児休業取得時の継続利用	園児のきょうだい(弟・妹)の育児休業を取得しながら、園児が引き続き在籍している幼稚園を利用している
その他法令で定めるもの	DV・虐待・災害復旧等(※詳細はお問合せください。)

2 各種補助制度について

2-1 特定負担額に対する補助金

⇒世帯構成や所得状況により、金額が異なります。

- (1) 補助金額の詳細は、「3 特定負担額に対する補助金額(限度額)について」をご覧ください。
- (2) 補助対象経費は、園則に記載されている特定負担額(全保護者が毎年支払うもので、教育保育の提供にあたって、その質の向上を図る上で特に必要と認められる対価。ただし、入園料に相当する費用を除く)です。
- (3) 保護者及びその他扶養者の区市町村民税所得割課税額の合計額(税額控除適用前)により、補助金額を決定します。
- (4) 補助金額は、保護者が幼稚園に納入した特定負担額の金額を上限とします。補助金額が特定負担額の金額を上回った場合は、補助金額を調整(減額)します。また、月途中に入園・退園、転入・転出した場合、日割りにて補助金額を決定します(1日付転入の場合は、転入月から起算します)。

2-2 入園料補助金

⇒同一園児1度のみ70,000円(上限)

- (1) 令和8年4月から令和9年3月までに新たに幼稚園へ入園した園児の保護者で、入園日以前から文京区に住民登録があり、現にそこに居住し、そこから通園している方が対象となります。
- (2) 入園料又は入園料に相当する納入金(以下、「入園料等」という。)を支払っている場合のみ対象となります。
なお、入園料等が補助金額に満たない場合は、補助金額を調整(減額)します。
- (3) 過去に同一園児について文京区から入園料の補助金を受けた方は、対象外です。

2-3 預かり保育料に対する補助金

(詳細は8ページ『5-2 預かり保育料に対する補助金』をご確認ください)

⇒認定が新2号又は新3号の方が対象※1となります。

- (1) 新2号認定者:〈日額450円×利用日数〉と〈月額11,300円〉のいずれか少ない額
- (2) 新3号認定者:〈日額450円×利用日数〉と〈月額16,300円〉のいずれか少ない額

【例:1か月のうち、20日間預かり保育を利用し、10,000円支払った場合の補助月額 9,000円(日額450円×20日)】

※1 満3歳児クラスに在籍する児童については、両親が「保育の必要性」を有している場合、幼稚園での預かり保育のみ補助対象となります。別途申請が必要になりますので、区までお問い合わせください。

※2 令和8年10月以降に補助額が変更となります。詳細は8ページをご確認ください。

2-4 教材費・行事費(実費徴収)に対する補助金

⇒以下に該当する方は、別途補助制度があります。該当する場合は、区へ直接ご連絡ください。

※「2-1 特定負担額に対する補助金」に含まれている場合等、補助の対象とはならない場合があります。

- (1) 対象者:「①階層(「3 特定負担額に対する補助金額(限度額)について」を参照)の方」
- (2) 対象経費:教材費・行事費
- (3) 補助月額:2,800円

※1 子の算定方法については以下のとおりです。補助金額の算定とは異なりますのでご注意ください。

兄弟が小学校1～3年生の子ども及び幼稚園等に通園、入所又は利用している場合に限り、二人目を第2子、三人目を第3子として算定します。小学校4年生以上はきょうだい区分から除かれます。

例:小学校5年の長男(対象外)、小学校3年生の次男(第1子)、幼稚園年長の長女(第2子)



3 特定負担額に対する補助金額(限度額)について

階層 区分	区市町村民税所得割課税額※1 (世帯の合計税額、税額控除適用前)	子区分※2	補助金上限額(月額)※3
①	生活保護世帯	第1子	6,200円
		第2子	
		第3子以降	
②	区市町村民税非課税世帯 又は 区市町村民税所得割非課税世帯 (年収約270万円以下)	第1子	3,200円
		第2子	6,200円
		第3子以降	
③	区市町村民税所得割課税額が 1円～77,100円の世帯 (年収約360万円以下)	第1子	1,800円
		第2子	6,200円
		第3子以降	
④	区市町村民税所得割課税額が 77,101円～211,200円の世帯 (年収約680万円以下)	第1子	1,800円
		第2子	5,600円
		第3子以降	
⑤	区市町村民税所得割課税額が 211,201円～256,300円の世帯 (年収約730万円以下)	第1子	1,800円
		第2子	5,000円
		第3子以降	
⑥	区市町村民税所得割課税額が 256,301円～372,100円の世帯 (年収約1,000万円以下)	第1子	1,800円
		第2子	
		第3子以降	
⑦	区市町村民税所得割課税額が 372,101円以上の世帯 (所得制限なし)	第1子	1,800円
		第2子	
		第3子以降	

※1 保護者負担軽減における補助金月額の算定は、以下のとおりです。

4月から8月まで…前年度(令和7年度)の区市町村民税所得割課税額(定額減税反映後)

9月から翌年3月まで…当該年度(令和8年度)の区市町村民税所得割課税額

指定都市で課税されている方は、旧税率(6%)にて算出した市民税所得割課税額を用いて決定します。

※2 年齢にかかわらず、保護者と生計を一つにする子のうち一人目を第1子、二人目を第2子、三人目以降を第3子以降として算定します。

例: 小学校5年の長男(第1子)、小学校3年の次男(第2子)、幼稚園年長の長女(第3子)

※3 ひとり親世帯等の特例が適用される場合、〈②階層は①階層〉として、〈③階層は②階層〉として算定します。

4 給付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について

文京区では償還払いを採用しています。特定負担額等は幼稚園にお支払いください。その後文京区より、電子申請に入力いただいた口座へ補助金を振り込みます。

支給時期	対象期間	補助金申請 提出〆切	交付額決定通知書	振込時期
上期	令和8年4月～令和8年9月	6月26日(金)提出分	11月中旬	11月中旬
下期	令和8年10月～令和9年3月	3月5日(金)提出分	5月中旬	5月中旬

※上期・下期どちらかに一度申請すれば通年分の補助金を支給いたします。なお、下期の補助金申請提出〆切に提出した場合、上期分は下期交付時に併せて支給いたします。



5 申請手続きについて

5-1 補助金申請フォーム

⇒ 電子申請により受付します。右図の二次元コード(表紙と同一)よりご申請ください。

本申請をすることによって、

- ・特定負担額に対する補助金
- ・入園時追加補助金
- ・預かり保育料に対する補助金 のすべてを申請したことになります。

※該当する補助金の経費を支出している場合のみ、補助金が支給されます。

年度ごとに申請が必要のため、昨年度申請した場合も必ず今年度申請をしてください。

※補助金申請は認定申請とは異なる申請です。フォームタイトルが「令和8年度文京区私立幼稚園(新制度園)・認定
こども園【幼稚園部分】補助金申請」であることを確認した上で、ご申請ください。

※きょうだいがいる場合、園児ひとりにつき、一回申請が必要になります。

※年度内に転園した場合、転園前の幼稚園と転園先の幼稚園で2回申請が必要となります。



<https://logoform.jp/form/6KSu/1547301>

【申請時チェックリスト】

- 申請者及び申請児童を除く同一生計者を入力していますか？
- 申請者と口座名義人が合致していますか？
- 振込先口座の金融機関名と金融機関コード、支店名と支店コード、口座番号に誤りはありませんか？
- 申請完了後、登録メールアドレス宛てに送信完了メールが届いていますか？

※上記のいずれかにが入っていない場合、区から不備確認のメールをお送りする場合がございます。

また、不備修正をしない場合には補助金が支払われないこともございますのでご注意ください。

【よくある！Q&A】

Q. 昨年度も申請しましたが、今年も申請する必要がありますか？

A. 毎年度必ず一回申請が必要です！ 補助金申請がない場合、補助金は支給されません。

なお、上期に申請をした場合、下期に申請をする必要はありません。園児ひとりにつき、一回ご申請ください。

Q. 申請後に振込先口座や追加提出書類の提出をしたい場合にはどうすればいいですか？

A. 修正フォーム(<https://logoform.jp/form/6KSu/1547428>)より申請ください。

※こちらは補助金申請ではありません。必ず先に補助金申請をしてください。

修正フォーム QR



Q. 文京区に住んでいますが、区外の私立幼稚園に入園しました。文京区に補助金の申請はできますか？

A. 文京区に住民登録があり、原則として現にそこに居住し、そこから通園していれば、区外の私立幼稚園でも申請できます。

Q. 園児は母親と文京区に住み、父親は区外に住んでいます。どちらの自治体に申請すればいいですか？

A. 文京区(園児の住所地)に申請してください。園児と同居の保護者名にて申請していただくこととなります。

Q. 同一年度内に転園をしました。以前に通園していた園で申請しましたが、再度申請する必要がありますか？

A. 1園ごとに申請をお願いしております。お手数ですが、転園後の施設分もご申請ください。

Q. 幼稚園は変わらず、7月15日に杉並区から文京区へ転入します。申請はどうすればいいですか？

A. 当該年度居住していた全ての自治体(この場合は杉並区と文京区)で認定申請と補助金申請が必要です。まずは、転入日から14日以内に文京区で認定の手続きをし、その後、園から渡される補助金の申請書を提出ください。

7月分は原則、各自治体から日割りで支給されます(7月14日までが杉並区、15日以降が文京区)。

Q. 新認定の手続きをしていませんでしたが、その期間の預かり保育料補助金は対象となりますか？

A. 新認定 2 号又は 3 号をお持ちでない期間は、預かり保育料補助金は支給対象外となります。至急手続きを行うようにしてください。なお、認定開始日を遡ることはできません。

また、電子フォーム(<https://logoform.jp/form/6KSu/344575>)からもご申請いただけます。

二次元コード



Q. 上期の期限までに申請できませんでした。4月から9月までの補助金は受け取れないのですか？

A. 今年度の最終締切日までに電子申請いただければ、下期支給時に4月から3月までの補助金を交付します。なお、認定が無い期間は、補助金をお支払いすることはできません。

Q. 昨年は、収入がなかったため住民税の申告をしていません。何か影響はありますか？

A. 所得がない方でも、被扶養者となっている場合を除いて、住民税の申告が必要となります。申告手続きをしてください。転入者以外で住民税の確認ができない場合、特定負担額に対する補助金は補助対象外となります。住民税の申告方法は、各自治体の税務課等にお問い合わせください。

Q. 退園した(引っ越した)のですが、何か手続は必要ですか？

A. 次の事情が発生した場合は、速やかに文京区幼児保育課へ変更届をご提出ください。

なお、内容により他の書類をお願いする場合がございます。様式は窓口、区ホームページ(以下「区 HP」という。)にあります。

- ① 幼稚園を退園・転園
- ② 文京区内で転居
- ③ 文京区外へ転出(申請者のみがする場合を含む。)
- ④ 婚姻・離婚等により氏名や世帯の状況が変わる
- ⑤ 交付決定前に住民税の所得割額が変更された 等

変更届 QR



また、電子フォーム(<https://logoform.jp/form/6KSu/612391>)からもご申請いただけます。

5-2 預かり保育料に対する補助金(新2号又は新3号認定※を持っている方)

申請書に加え、以下の書類が必要となる場合があります。

幼稚園及び利用形態によって必要書類が異なりますので、ご注意ください。



【必要書類】

- (1) 幼稚園の預かり保育のみが無償化となる園に通園・・・必要書類はありません。

補助は〈日額 450 円×利用日数〉と実支出額のいずれか少ない額になります。

※令和8年 10 月より、補助額が「〈日額 490円×利用日数〉と実支出額のいずれか少ない額」へ変更となります。

- (2) 幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設等までが無償化の対象となる園に通園

- ① 幼稚園の預かり保育のみを利用している場合

⇒必要書類はありません。

- ② 幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設等を利用している場合

⇒認可外保育施設等の利用実績については、**該当月分の支払証明書(区様式有)**を区に直接提出する必要があります。

(支払証明書(区様式)は右記二次元コード及び以下 URL からダウンロードできます。)

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001706.html>」



※幼稚園ごとの無償化対象範囲(認可外保育施設まで対象になるか等)は、以下二次元コード及び URL から確認できます。

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001715.html>」



補助は新 2 号認定者の場合〈月額 11,300 円〉、新 3 号認定者の場合〈月額 16,300 円〉と実支出額のいずれか少ない額になります。

※令和8年 10 月より、補助額が「2号認定者の場合〈月額 12,300 円〉、3号認定者の場合〈月額 17,700 円〉と実支出額のいずれか少ない額」へ変更となります。

※ 満3歳児クラスに在籍する児童については、両親が「保育の必要性」を有している場合、幼稚園での預かり保育のみ補助対象となります。別途申請が必要になりますので、区までお問い合わせください。

● 幼稚園の預かりと認可外の預かりを併用している場合 ●

補助上限額は、2号認定者の場合〈月額 11,300 円〉、3号認定者の場合〈月額 16,300 円〉となります(令和8年6月現在)。なお、補助上限額には幼稚園の預かり保育を利用した額も含みます。

〈例:2号認定者で、幼稚園の預かりを 10 日利用し、認可外保育施設の預かり額が 10,000 円だった場合〉

・幼稚園の預かり補助額(450×10 日=4,500 円) + 認可外保育施設の預かり額(10,000 円)

= 実支出額(14,500 円)

・実支出額(14,500 円) > 補助上限額(11,300 円)

⇒ 補助額は「11,300 円」

【よくある！Q&A】

Q. 幼稚園から預かり保育利用提供証明書(領収書)を渡されましたが、提出する必要がありますか？

A. 在園中の幼稚園で利用した預かり保育については、区から直接園に利用実績を確認します。提出の必要はありません。

Q. 認可外保育施設等の利用までが「預かり保育料に対する補助金」の支給対象となる幼稚園に通園しています。認可外保育施設等を利用しましたが、どのように手続きすれば良いですか？

A. 認可外保育施設ごとに、利用した月分すべての支払証明書(区様式有)を幼児保育課へ直接、提出期限(「7

申請先及び提出期限について」参照)までにご提出ください。区 HP に様式があります。

Q. 認可外保育施設等が無償化対象であるかは、どのように確認できますか？

A. 各施設に直接お問い合わせください。なお、自治体によっては HP 等で掲載されている場合があります。文京区では、「5-2 預かり保育料に対する補助金」の説明内に記載された二次元コード又は URL から確認が可能です。

Q. 現在の会社を退職し、大学院に入学します。引続き、預かり保育を利用しますが、預かり保育料の補助金をもらうにはどうすれば良いですか？

A. 「保育の必要性」の要件が変更となる場合は、改めて認定申請が必要です。「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」、会社を退職した日が分かる書類及び新しい「保育の必要性」を証明する書類(要件が変更となる方)をご提出ください。なお、退職後から入学までに期間が空いている場合、その期間は預かり保育料に対する補助金を支給することはできません。様式等は区 HP をご確認ください。

Q. 就労要件で卒園まで2号認定を持っています。今後、就労証明書を提出する必要はありますか。

A. 「保育の必要性」を確認するため、最低、年に1度、「保育の必要性」を証明する書類の提出をお願いしています(現況確認:例年12月頃に該当者へ連絡)。提出が無い場合や認定の要件を確認できない場合は、認定期間の変更(短縮)することがありますので、ご注意ください。なお、2号認定のない期間は預かり補助が対象外となります。

7 申請先及び提出期限について

提出物	(区) 提出期限	提出先
補助金申請	【第一回】 <u>令和8年6月26日</u>	電子申請 ※年度に一回申請が必要です。
	【第二回】 <u>令和9年3月5日</u> (令和8年度の最終提出期限)	
支払証明書※ (預かり保育料)	【第一回】 <u>令和8年10月9日</u>	文京区幼児保育課 ※窓口もしくは郵送
	【第二回】 <u>令和9年4月8日</u> (令和8年度の最終提出期限)。	
注意事項	<u>最終提出期限を過ぎますと令和8年度の補助金は、原則交付できませんのでご注意ください!</u>	

※ 預かり保育の支払証明書(区様式)の提出が必要な方は、区へ直接ご提出ください。提出が無かった月については、給付の対象とはなりません。提出漏れが無いようご注意ください。

M E M O
